

豊明市企業再投資促進補助金制度

愛知県と連携し、長年にわたり市内の経済・雇用を支える企業の再投資を支援するものです。

1 制度の概要

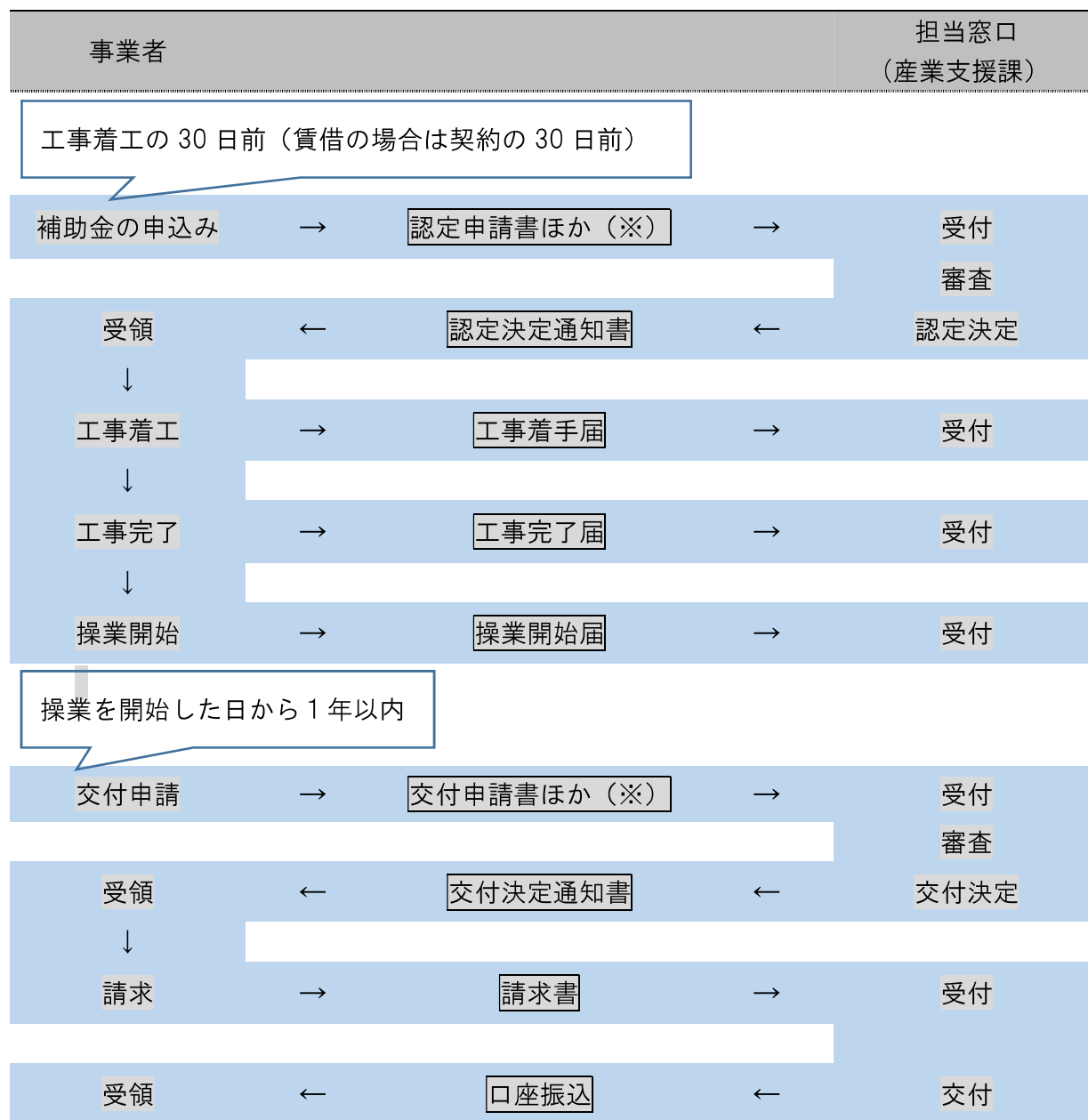
補助対象	認定申請時に工場等の立地が市内で10年以上継続しており、かつ、県内において工場等を20年以上立地している企業で、工場、研究所の新設又は増設を行う企業（新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）に採択されることが必要です。）	
対象分野	① 自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等 ② 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に基づく <u>東尾張地域の集積業種の分野</u> （詳細下記）	
交付要件	投資規模要件	大企業：25億円以上 中小企業：1億円以上
	雇用要件	認定申請から交付期間中、以下の常用雇用者を維持すること。 大企業：100人以上 中小企業：25人以上
	操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合や5年以内に操業を廃止等した場合、無断で取得財産を売却等した場合は、補助金返還の対象となります。なお、補助金交付は議会の予算承認が必要なため、承認されない場合は事業者負担となります。	
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用 （新增設に係る工場建設費及び償却資産の取得費用）	
補助率	10%以内（県5%、市5%） 限度額10億円	

愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に基づく東尾張地域の集積業種

産業名	日本標準産業分類上の業種名
機械・金属 関連産業	11 繊維工業、16 化学工業、18 プラスチック、19 ゴム製品、22 鉄鋼業、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品・デバイス、29 電気機械、30 情報通信機械、3231 時計・同部分品
輸送機械 関連産業	11 繊維工業、16 化学工業、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼業、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品・デバイス、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送機械、3231 時計・同部分品
健康長寿 関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維工業、12 木材・木製品、13 家具・装備品、14 紙・紙加工品、16 化学工業、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、23 非鉄金属、24 金属製品、27 業務用機械、28 電子部品・デバイス、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送機械、3231 時計・同部分品、3297 眼鏡、52 飲食料卸
新エネルギー 関連産業	11 繊維工業、16 化学工業、21 窯業・土石、22 鉄鋼業、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品・デバイス、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送機械、3231 時計・同部分品
農商工連携 関連産業	9 食料品、10 飲料・飼料、11 繊維工業、12 木材・木製品、13 家具・装備品、16 化学工業、18 プラスチック、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品・デバイス、29 電気機械、30 情報通信機械、3231 時計・同部分品、3297 眼鏡
繊維関連産業	11 繊維工業、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械
物流関連産業	44 道路貨物運送業、45 水運業、47 倉庫業、48 運輸附帯サービス業、69 不動産賃貸・管理業

2 手続き

- ・原則、認定申請の前に市および県によるヒアリング調査を行います。



問合せ先 豊明市役所経済建設部産業支援課 電話 92-8332（直通）